

証券モニタリングに関する基本指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>I 検査の準備</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 予告検査</p> <p>(1) 予告検査</p> <p>臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等（以下「<u>検査対象先の業務の特性等</u>」という。）を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。</p> <p>(2) 検査予告時期</p> <p>検査予告は、<u>検査対象先の業務の特性等</u>に応じて、臨店検査着手日のおおむね1週間から<u>1か月前</u>に主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（Ⅱ 1. (1) 口参照）。</p> <p>6. (略)</p> <p>II (略)</p> <p>III 意見申出制度・検査モニター</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 検査モニター</p> <p>検査モニターは、検査対象先からの意見を受け付け、臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等によ</p>	<p>I 検査の準備</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 予告検査</p> <p>(1) 予告検査</p> <p>臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。</p> <p>(2) 検査予告時期</p> <p>検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から<u>2週間前</u>に主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（Ⅱ 1. (1) 口参照）。</p> <p>6. (略)</p> <p>II (略)</p> <p>III 意見申出制度・検査モニター</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 検査モニター</p> <p>検査モニターは、検査対象先からの意見を受け付け、臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等によ</p>

改 正 後	現 行
<p>る適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査モニターの概要</p> <p>検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとする。また、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。</p> <p><u>(注) 意見聴取は必要に応じて行うため意見受付(アンケート方式)との実施順序は一定ではない。</u></p> <p>なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>IV ~ V (略)</p> <p>VI 施行日 (略) <u>(改正)</u></p> <p><u>本指針は、令和8年7月1日から適用する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>る適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査モニターの概要</p> <p>検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。</p> <p>なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>IV ~ V (略)</p> <p>VI 施行日 (略) (新設)</p> <p>(以下略)</p>